

熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年条例第 89 号)の一部を次のように改正する。

目次及び第 1 章の章名を削る。

第 2 条を次のように改める。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号。以下「省令」という。)において使用する用語の例による。

第 2 章及び第 3 章を削り、第 2 条の次に次の 4 条を加える。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第 3 条 次条から第 7 条までに定めるもののほか、法第 110 条第 1 項及び第 2 項の規定により条例で定める指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準(省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

(身体的拘束等の実施に係る報告義務等)

第4条 指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設を含む。以下同じ。）は、市長の求めに応じ、省令第14条第5項（ユニット型指定介護療養型医療施設にあつては、省令第43条第7項）に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該入院患者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該入院患者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であつて、あらかじめ当該入院患者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

(評価結果の公表及び外部評価の活用)

第5条 指定介護療養型医療施設は、省令第14条第7項（ユニット型指定介護療養型医療施設にあつては、省令第43条第9項）に規定する評価の結果を公表しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

(記録の保存期間)

第6条 第3条の場合において、省令第36条第2項（省令第50条において準用する場合を含む。）の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。

第4章の章名及び第7条から第40条までを削り、第41条を第7条とし、第5章を削る。

附則第2条の前の見出し及び同条から附則第10条までを削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正す

る省令（令和３年厚生労働省令第９号）の施行による健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第４１号）の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。